

地域における少子化対策の強化

(内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 少子化対策担当)
25年度補正予算額(案) 30.1億円(新規)

資料1

事業概要・目的

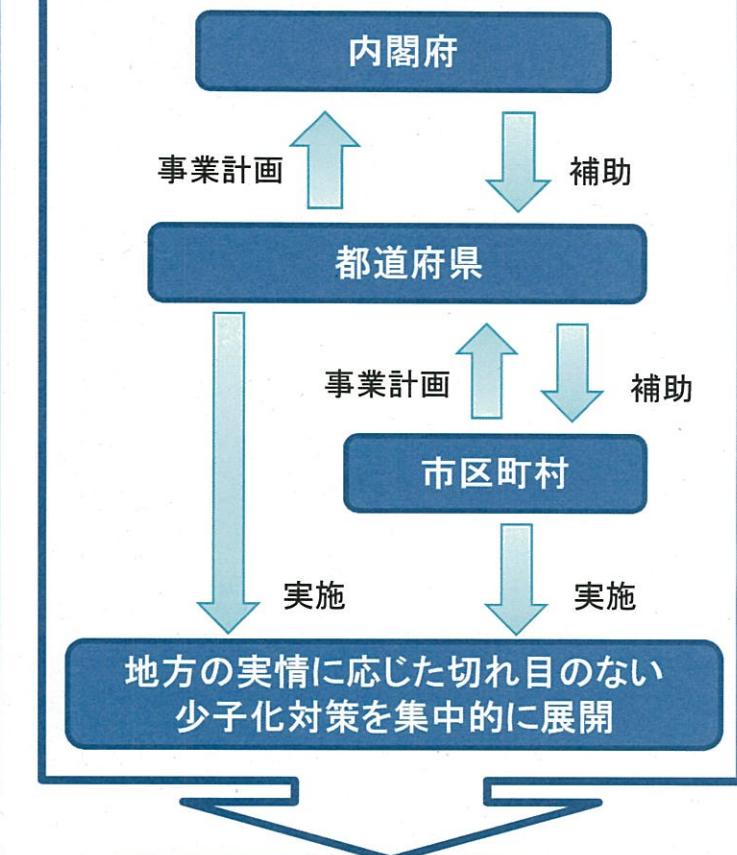
【事業の目的】

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組みを行う地方公共団体を支援する。

【事業の概要】

- 地域の実情に応じたニーズに対応する結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を実施。
- 国は、計画に盛り込むべき事項を提示。都道府県は、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うための計画を策定し事業実施。市区町村は、都道府県が定める計画に沿って独自の計画を作成し、都道府県は各市区町村の事業を支援。
- 都道府県及び市区町村が定める計画には、以下の事業を盛り込む。
 - ・ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築
 - ・ 結婚に向けた情報提供等
 - ・ 妊娠・出産に関する情報提供
 - ・ 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

事業の流れ



地域少子化対策強化交付金

- ・補助率: 10／10
- ・交付上限: 都道府県 4000万円(市区町村分を除く。)
政令指定都市・中核市・特別区 2000万円
上記以外の市町村 800万円

国・地方が連携した
少子化対策の相乗
効果

地域少子化対策強化交付金の活用について

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情の応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取り組みを行う地方公共団体を支援する。

結婚～育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

※実施要領 別記第1の1

結婚に向けた情報提供等
※実施要領 別記第1の2

- 妊娠健診
- 妊娠訪問
- 両親学級

妊娠・出産に関する情報
※実施要領 別記第1の3

- 乳児家庭全戸訪問
- 乳幼児健診

結婚～育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備
※実施要領 別記第1の4

産前・産後サポート事業、産後ケア事業等
(厚労省モデル事業)

結婚

妊娠

出産

育児

切れ目ない支援

については、交付金を積極的活用

については、既存事業や厚労省のモデル事業であるが、これら事業とも連携しつつ交付金を活用